

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

<学士課程>

1 【1-1】 学生の主体的学修を確立するため、カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成及び実施の方針）とディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）に裏付けされた学士課程教育の体系化を図り、教養教育担当教員を先導役に効果的・効率的なアクティブ・ラーニングを専門教育へ浸透させ、授業科目の 50%以上をアクティブ・ラーニングに転換する。

- ・ 【1-1-①】 各学部において、学生ポートフォリオの活用を促進するとともに、カリキュラムの検証を行い教育の体系化を図り、授業のアクティブ・ラーニングへの転換を推進する。

2 【1-2】 学部ごとのミッションとディプロマ・ポリシーで明示した学士の資質を保証するため、ルーブリック（達成度を判断する学修基準）等の客観的データを用いた成績評価基準に基づき成績評価を厳格化する。

- ・ 【1-2-①】 成績評価の厳格化に向け、教養教育でのルーブリックのパイロット運用の結果に基づき、シラバスの成績評価項目を見直す。専門教育においては、部局ごとに、学生の自己評価等による間接的学修評価用ルーブリックを学生ポートフォリオに組み込んで実施し、その運用に対し検証を行う。

3 【1-3】 留学生の受け入れや日本人学生の留学の機会を拡大させるなど学士課程教育のグローバル化に対応するため、平成 31 年度までに全学部にクォーター制を導入する。

- ・ 【1-3-①】 各部局においてカリキュラムの見直しを完了し、教育効果を考慮したクォーター制の導入を進める。

<大学院課程>

4 【2-1】 教職大学院において、高度な実践的指導力を備えた教員を育成するため、実務家教員と研究者教員、教科専門教員と教職専門教員といった異なる特性を持つ教員でのチーム・ティーチングによる、教育現場の課題に即した実践力や教科指導力の向上を図るカリキュラム及び組織の充実を図り、教職大学院修了者（現職教員を除く）の教員就職率 90%を確保する。

- ・ 【2-1-①】 前年度までに調査した教育現場の課題に則して教育実践力や教科指導力向上のためのカリキュラムと組織の充実策の実施に加えて、教職大学院の教員就職率 90%確保のため、教師教育に関する活動や他の方策（例：小論文、面接、教科に係る教員採用試験の対策等）を実施する。

5 【2-2】 修士・博士前期課程において、高度専門職業人としての実践的問題解決能力や国際性を育むため、モジュール化を含むコースワークを導入し、大学や研究科の枠を越えた高度な専門的知識等を体系的に修得させる学位プログラムを構築する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・ 【2-2-①】 熱帯医学・グローバルヘルス研究科において、ロンドン大学とのジョイント・デ

イグリー・プログラムの開始等により、グローバルヘルス領域における幅広い教養、学際性と専門性を兼ね備えた人材を育成するための分野横断的な教育を推進する。

- ・【2-2-②】引き続き、工学研究科で、「大学の世界展開力強化事業（キャンパス・アジア事業の推進）」において、土木インフラ分野でのインフラ技術者（高度専門職業人）の育成に向け、単位互換制度をベースとした交流プログラムを実施するとともに、ダブル・ディグリー制度の制度設計を構築する。
- ・【2-2-③】医歯薬学総合研究科災害・被ばく医療科学共同専攻で、「大学の世界展開力強化事業（ロシアとの大学間交流形成支援）」において、災害・被ばく医療科学分野における日ロ両国及び世界の専門家育成を図るため、学生及び教員の交流を拡充するとともに、北西医科大学（ロシア）とのダブル・ディグリー制度の構築に向けた協議を進める。（【3-2-①】再掲）

6【2-3】博士・博士後期課程において、グローバルリーダーとしての能力を有する人材養成を推進するため、体系的なコースワークの導入や幅広い分野を統合した教育と「熱帯医学・感染症分野」、「放射線医療科学分野」、「海洋生物資源・水環境分野」などにおける強み・特色を生かした独創的な研究活動を通じた一貫した学位プログラムを構築する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【2-3-①】医歯薬学総合研究科博士課程リーディングプログラムの事業継続及び改善並びに成果のまとめを行うとともに、引き続き、グローバルな環境で活動できる専門性と国際性を身に付けた熱帯病・新興感染症制御に資する専門家を育成するため、実践的な教育プログラムを実施する。

7【3-1】熱帯医学・感染症、国際保健分野においては、グローバルな俯瞰力を備え、教育研究の推進と疾病制御の実践においてリーダーシップを発揮できる国際的人材を育成するため、熱帯医学・グローバルヘルス研究科の東京キャンパスと博士課程の設置を実現するとともに、医歯薬学総合研究科博士課程リーディングプログラムの継続体制を構築し、両研究科の有機的連携による修士と博士両課程一貫の大学院教育プログラムを構築する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【3-1-①】熱帯医学・グローバルヘルス研究科博士後期課程を設置し、グローバルヘルス分野における国際共同研究・実践プロジェクトのリーダーの養成を開始するとともに、ロンドン大学とのジョイント・ディグリー創設による国際連携グローバルヘルス専攻を設置し、日英が共同で推進する研究プロジェクトや実践プロジェクトのリーダーの養成を開始する。
- ・【3-1-②】医歯薬学総合研究科博士課程リーディングプログラムで得られた成果を活かし、医歯薬学総合研究科、熱帯医学・グローバルヘルス研究科及び学内関係部局との有機的連携による卓越した博士課程学位プログラムを構築する。

8【3-2】放射線健康リスク領域においては、国内外の災害時においてリーダーシップを発揮できる国際的人材を育成するため、福島県立医科大学と共同大学院災害・被ばく医療科学共同専攻（修士課程）を平成28年度に設置するとともに、医歯薬学総合研究科放射線医療科学専攻（博士課程）との連携体制による大学院教育プログラムを構築する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【3-2-①】医歯薬学総合研究科災害・被ばく医療科学共同専攻で、「大学の世界展開力強化事業（ロシアとの大学間交流形成支援）」において、災害・被ばく医療科学分野における日ロ両国及び世界の専門家育成を図るため、学生及び教員の交流を拡充するとともに、北西医科大学（ロシア）とのダブル・ディグリー制度の構築に向けた協議を進める。

## (2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

9【4-1】教育の質の向上に向け、PDCA サイクルによる組織的な教育を実践するため、学修達成度や学生による授業評価等の経年分析に基づいて、評価の高い授業の実践事例報告を行うなどカリキュラムや授業改善に直結するFDを実施し、授業担当専任教員の75%以上を参加させる。

- ・【4-1-①】学生の学修行動調査、授業改善項目を含めた「授業アンケート」の結果を分析・公表し、実践事例報告などカリキュラムや授業改善に繋がる効果的なFDを開催する。

10【4-2】学修成果を把握するため、学修行動調査、ルーブリック、学生ポートフォリオなど客観的データに基づいた分析を行うとともに、平成31年度までに大学全体の評価方針（アセスメント・ポリシー）を確立する。

- ・【4-2-①】ポートフォリオWGを中心に、学生ポートフォリオの検証に基づき、3ポリシー（アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー）に沿った、全学的なモデルとなるポートフォリオシステムを開発し、提示する。また、評価方針（アセスメント・ポリシー）に対するプロセスモデルを開発する。
- ・【4-2-②】教学のための学生調査、学修行動調査を兼ねた授業アンケート、総合評価のためのモデルルーブリックの分析・検討を行う。

## (3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

11【5-1】本学の戦略に基づき、地域創生の志を持つ学生等を対象とした新たな奨学金制度を創設するなど、経済支援の取組を実施する。また、学生のキャンパスライフの質的向上を図るため、課外活動・福利厚生施設の整備及び利便性やサービスを向上させる。

- ・【5-1-①】特に学業優秀な卓越した学生に対する授業料免除及び給付奨学生（日本学生支援機構）に対する授業料免除を導入し、新たな戦略的修学支援制度の運用を開始するとともに、前年度から開始した修学支援事業基金の募集を継続する。
- ・【5-1-②】前年度に実施した学生生活調査結果から学生の要望の高い支援項目を選定し、学長と学生との対話を踏まえて支援事業を継続していく。

12【5-2】平成27年度に設置したキャリア支援センターを拠点として、キャリア教育、就職相談及び指導助言等を充実させ、就職率を向上させる。また、学生の自主的社会的活動支援組織である「やってみゅーでスク」とともに新たに学生のインターンシップ先の開拓等の支援に取り組む。

- ・【5-2-①】キャリア支援センターを中心として、インターンシップを組み込んだキャリア教育科目を新設するなど引き続きキャリア教育科目を充実させるとともに、「やってみゅーでスク」等と連携し、県内を含めた学生のインターンシップ先の開拓等に加え、学生のインターンシップへの参加促進に取り組む。

13【5-3】障がいのある学生に平等かつ公平な教育を受ける機会を提供するため、「障害者の権利に関する条約」の精神及び本学の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する規則」で示した方針に基づき、相談・サポート体制等の充実と修学支援備品の拡充に取り組む。

- ・【5-3-①】引き続き、各部局と連携し障がいのある学生への修学支援の推進・充実を行う

とともに、教職員、学生及びアクセスサポーターへの FD・SD・講習等を実施する。さらに、サポート体制の強化のため、障害学生支援プラットフォーム事業への参加と並行し、県内大学等との連携体制を強化する。

#### (4) 入学者選抜の改善に関する目標を達成するための措置

14 【6-1】カリキュラム・ポリシーに基づいた教育課程の実施に際して入学者に求める学力及び入学者選抜の評価基準・方法を明確にしたアドミッション・ポリシー（入学者の受入方針）を整備し、平成29年度までに社会に周知する。

- ・【6-1-①】入試改革の進捗状況に合わせて、学部のアドミッション・ポリシーの見直しを随時行う。

15 【6-2】入学希望者の学力を多面的・総合的に評価・判定するため、思考力・判断力・表現力、主体性・多様性等を測る知識偏重ではない多元的評価の方法を開発し、平成32年度までに導入する。

- ・【6-2-①】入学希望者の学力を多面的・総合的に評価・判定するための多元的な評価方法の具体化に向け、前年度策定したスタンダードに基づくトライアルテストの実施及び協力高校教員との意見交換を通しその実用性を検証する。

## 2 研究に関する目標を達成するための措置

### (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

16 【7-1】研究レベルを一層向上させるため、熱帯医学・感染症、放射線医療科学など卓越した研究成果が期待できる分野に対して、機能強化のための予算を重点配分し、特定分野（熱帯医学、血液学他）における論文数、被引用数、Top10%論文割合、国際共著率の国内上位ランキング、及び特定分野（寄生虫学、感染症内科学、放射線・化学物質影響科学他）における科研費新規採択件数上位ランキングを維持する。

- ・【7-1-①】引き続き、熱帯医学・感染症、放射線医療科学など卓越した研究成果が期待できる分野に対して、機能強化のための予算を重点配分するとともに、研究分野ごとの論文数、被引用数、Top10%論文の割合、国際共著率の国内上位ランキング等を評価する。

17 【7-2】新たな強み・特色となる研究分野を醸成するため、発展の期待できる研究課題や若手研究グループを公募により選定し、重点研究として学長裁量経費による支援を行う。これらの研究課題を推進力として、IF（impact factor：雑誌論文の引用状況を通じて利用状況を推測する指標）付き論文誌への掲載論文数を760/年（平成22～25年の平均）から860/年に、過去3年間に発表した学術論文の年間被引用数を平成25年の5,500（平成22～24年の論文を対象）から6,300に増加させる。

- ・【7-2-①】重点研究として選定した発展の期待できる研究課題や若手研究グループに対する支援とともに、平成28年度に選定した重点研究に対して中間評価を実施する。さらに、インパクトファクター（IF）付学術誌に掲載される論文数及び被引用数の増加並びに大型外部資金の獲得件数を増加させるため、引き続き組織体制を強化したURAによる大型予算の募集情報発信、応募支援及び論文作成支援を行う。

18 【8-1】「長崎大学の高度安全実験施設（BSL4施設）整備に係る国の関与について」（平成28年11月17日国際的に脅威となる感染症対策関係閣僚会議決定）に基づく国の関与を踏まえるとともに、国内研究機関及び地域との緊密な連携を通して、「高度安全実験（BSL-4）施設（仮称）」を中核とした感染症研究拠点の形成を推進する。加えて、新興感染症等の学術研究や、感染症制圧に貢献できる人材育成を担う世界トップレベルの教育研究拠点機能の充実

を図る。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・【8-1-①】「高度安全実験 (BSL-4) 施設 (仮称)」の設置に向けて、地元住民等の理解を得つつ、安全性確保のための安全管理マニュアル (仮称) について検討を行うとともに、建設工事に着手する。

## (2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

19【9-1】若手研究者のテニユア獲得を支援するため、優秀な特別研究員等を日本学術振興会採用期間終了後も本学研究員として一定期間雇用する制度を構築する。

- ・【9-1-①】優秀な特別研究員等を日本学術振興会採用期間終了後も本学研究員として一定期間雇用する制度に係る公募要領等を再度学内に周知するとともに、第4期中期目標期間以降における同制度の継続性について検討を開始する。

20【9-2】先導生命科学研究支援センター、先端創薬イノベーションセンターの機能強化を図るなど研究支援体制を整備し、新規導入機器の使用頻度 (22~26年度3,026回:平均605回/年)、創薬・機器開発シーズ (26年度11件) のそれぞれを50%増加させる。

- ・【9-2-①】集約された創薬機器の活用により、先導生命科学研究支援センター及び先端創薬イノベーションセンターの機能強化を図るとともに、前年度に構築した両センターの研究支援体制を利用して、新規導入機器の利用促進、新たな創薬シーズの発掘及び創薬の実質的支援を行う。

21【9-3】外部研究資金の獲得及び大型研究プロジェクトの運営支援強化に向け、優秀なURA (リサーチ・アドミニストレーター:大学等における研究マネジメント人材) を採用するため、常勤化を実現するなどURA組織におけるキャリアパスを構築する。

- ・【9-3-①】優秀なURAを常勤化する関連規則の整備に必要となるURAを含む戦略職員全体の統一した給与体系及び退職手当の骨子を策定するとともに、URA組織の体制を強化する。

22【10-1】多様なワークスタイルを実現するため、PDCAサイクルに基づいた日常業務の改善とともに業務の見える化をめざした働き方の見直しをおこない、ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和) の推進、育児休業からの円滑な復帰策の構築等、研究力向上につながる研究環境を整備する。

- ・【10-1-①】引き続き、学部横断的に働き方見直しプログラム、ライフイベントサポートとしてコンサルティング、研究支援員配置を実施するとともに、リスタートアップ研究費支給、学内保育園の運営を充実させる。

23【10-2】介護コンシェルジュを中心に、関連機関・介護施設・地域包括支援センター等と連携し、介護者の孤立を防ぐための交流の場を設けると共に、介護者の心身の支えとなるボランティア人材を育てるなど、仕事と介護の両立を可能とする仕組みを構築する。介護コンシェルジュは学内では介護者・介護リスク者に個別対応を行う。

- ・【10-2-①】各キャンパスに置く相談窓口において、介護に関する個別相談体制を維持するとともに、長崎県、長崎市及び医師会等との地域連携体制を活用しながら、引き続き、仕事と介護の両立に関するワークショップ並びに学生、教職員及び地域の人々を対象とするケアラーサポーター育成研修を実施する。

## 3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

24【11-1】被爆地長崎の大学として、核兵器廃絶研究センター（RECNA）を中心に、「世界の非核化及び北東アジアの包括的な安全保障と非核化」の実現に向けた政策提言を行うとともに、地域密着型シンクタンクとして社会の要請に応える情報発信を行う。

- ・【11-1-①】北東アジアの非核化を目指す「ナガサキ・プロセス」については、モスクワ（ロシア）にて、第3回「北東アジアの平和と安全保障に関する専門家パネル」（PSNA）を開催する。
- ・【11-1-②】RECNA 叢書を継続して発刊するとともに、核軍縮・不拡散分野ではアジア初の英文学術誌となる「Journal for Peace and Nuclear Disarmament(J-PAND)」の定期発行を実現する。

25【11-2】学校教育・離島教育支援事業，高大連携・接続事業，教員免許状更新講習事業など地域教育関連事業推進のコーディネート機能を強化するため、「地域教育連携・支援センター」と教育学部附属の「教育実践総合センター」及び産学官連携戦略本部の「生涯教育室」の分散した組織を統合し、全学組織とした「地域教育総合支援センター（仮称）」を平成29年度までに設置する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【11-2-①】地域における教育支援をさらに充実させるため、大学、県・市町行政機関及び関係機関が連携したネットワーク体制を「英語教育」「特別支援・教育相談」に加え「理系分野」において構築する。
- ・【11-2-②】大学が持つ知見，専門性を生かして離島，へき地地区の教育支援を充実させ、地方創生の源となる人材育成を図るとともに、地域課題を踏まえた大学の地域貢献の在り方，課題を捉える拠点として、県内2か所以上の市町にサテライト・オフィス機能を置く。

26【11-3】地域のニーズに応え地域社会の活性化に貢献するため、「道守」人材養成，「海洋サイバネティクスと長崎県の水産再生」「法医（歯）学専門家育成」事業など，教育，保健・医療・福祉，経済等の実践的な知識・技術・技能・指導力を身に付けた地域人材を育成する教育プログラムを充実する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【11-3-①】前年度までに実施している，道路インフラ施設の再生・長寿命化に携わる地域人材の育成を図るプロジェクト「道守」人材養成をはじめ，社会人や企業のニーズに応じた実践的・専門的な教育プログラムの実施，充実に加えて，新しく文部科学省「職業実践力育成プログラム」に認定された医歯薬学総合研究科災害・被ばく医療科学共同専攻 保健看護学コース放射線看護専門看護師養成プログラムを実施する。

27【11-4】五島沖海洋エネルギー実証フィールド指定と連動し，実証フィールドと東シナ海を活用した海洋エネルギー，海洋生物資源及び水環境に関する学際的な研究開発体制と人材育成プログラムを，本学を中心に産学官連携で構築する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【11-4-①】海洋未来イノベーション機構における研究体制の整備を継続し，研究の推進と産学官の連携強化に取り組むとともに，海洋未来技術に係る人材育成体制を整備する。

28【11-5】卒業生の地域就職率を向上させるため，地域に根ざした教育プログラムや地域と連携したキャリア教育を展開するとともに，専門知識・技術に止まらず，協働力，コミュニケーション力，論理的思考力等を含む社会人基礎力など，地域産業が待望する多面的資質を涵養する教育カリキュラムを開始する。また，産学官協働の枠組みにおいてソーシャル・ビッグデータを活用する「地方人材育成プラットフォーム」を創出する。

- ・【11-5-①】引き続き，地域と一体となって長崎県内への就職率向上に取り組み，地域及び企業が必要とする人材を養成する教育プログラムを実施する。

- ・【11-5-②】産学官の連携によりソーシャル・ビッグデータの活用を含む「地方人材育成プラットフォーム」を構築する。

29【11-6】保健・地域医療・福祉の分野で学生教育から社会人教育まで継続する医療人材育成体制の下、へき地で研修する研修医などを増加させることによって、地域医療の再生支援を行うと共に、医療イノベーションの創出を目指した多分野ネットワークを構築する。

- ・【11-6-①】地域医療の再生支援と医療イノベーションの創出に向け、地域医療協働センターと地域包括ケア教育センターが連携し、多職種が連動する地域基盤型教育プログラムの策定、疫学研究及び医療情報の統合を推進する。

30【11-7】関係機関と協働して子供の心の問題に対する支援を行うため、医療、教育、行政のネットワークの中心となる「子どもの心の医療・教育センター」を平成28年度に設置し、巡回支援等のアウトリーチ活動や研修等を行うとともに支援体制を整備し、子どもの心のエキスパートの地域人材育成を行う。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・【11-7-①】「ながさき子どもの心の支援ネットワーク」の充実と長崎県内の教育機関へのアウトリーチ活動を行うとともに、子どもの心のエキスパートの地域人材育成のため、職業実践力育成プログラムを開始し、引き続き医学部・教育学部共同教育プログラムの開発を行う。

31【12-1】福島県における復興支援と地域再生に向けた人材育成と帰還帰村支援を強化するため、福島未来創造支援研究センターを中心に、各種教育研究拠点との連携・共同による教育・人材育成、健康増進、放射線リスクコミュニケーション、環境モニタリングなどの包括的地域再生事業の取組を実施する。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・【12-1-①】引き続き、福島未来創造支援研究センターを中心に、各種教育研究拠点との連携・共同による教育・人材育成、健康増進、放射線リスクコミュニケーション、環境モニタリングなどの包括的地域再生事業の取組を実施する。また、富岡町、東日本国際大学との包括連携協定に基づく関連事業を推進する。

32【13-1】研究成果の技術移転を推進するため、学内の最新シーズを発掘してシーズ集を更新するとともに、主要展示会への出展及び企業訪問を行うことにより研究成果を積極的に発信し、地元企業との共同研究実施数を第2期中期目標期間最終年度に対し10%増加させる。

- ・【13-1-①】引き続き、学内の最新シーズの発掘活動、シーズ集の更新、主要展示会への出展及び地元企業を中心に企業訪問を行い、研究成果を積極的に発信するとともに、新たに作成した地元企業等向けの本学シーズ集（研究テーマ集）を企業訪問時のツールとして活用することにより、企業ニーズの把握や、新たな産学連携体制の構築などに繋げ、地元企業との共同研究実施数を前年度から増加させる。

33【13-2】地域創生に資するため、行政関係者、商工団体関係者等との連携に向けたプラットフォームを構築し、地域産業・企業の経営改善、新規起業等の支援数を第2期中期目標期間最終年度に対し10%増加させる。

- ・【13-2-①】行政関係者、商工団体関係者等を客員研究員として新たに本学に受け入れることにより、地域産業・企業の支援体制の強化を継続するとともに、地域創生連絡協議会（行政関係者、商工団体関係者等と連携した地域創生に係るプラットフォーム）を活用した地域産業・企業の経営改善、新規起業等の支援数を前年度から増加させる。

#### 4 その他の目標

## (1) グローバル化に関する目標を達成するための措置

34 【14-1】 学生の英語力の向上とともに海外派遣の拡充を図るため、学術交流協定に基づく単位互換の活用、外国語での授業数を平成25年度の実績値である1.8%を倍増させるなど、多様な学びの機会を提供する。特に、学部横断型プログラム等の導入によって、日本人学生の留学経験者の割合を平成25年度の実績値である学部2.9%、大学院3.8%をそれぞれ2.5倍以上とする。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・ 【14-1-①】 英語力の向上と海外志向の学生を育成するため、平成30年8月のモンタナ大学との契約終了後も、学部横断型特別教育プログラムにおける特別英語プログラム(SCAS)において、蓄積したノウハウを生かし長崎大学のプログラムとして継続実施する体制を整えるとともに、引き続き英語での授業を増加させる。
- ・ 【14-1-②】 引き続き、学生交流に関する覚書締結校を増加させ、単位互換制度及び語学研修制度などを活用して、日本人学生の留学経験者を増加させる。

35 【14-2】 平成26年4月に新設した多文化社会学部において、卓越した英語運用能力と多文化社会をリードする人文社会科学の資質を兼ね備えたグローバル人材を斬新かつ特色ある入試・カリキュラム・学生指導を通じて先駆的に育成し、グローバルに事業を展開する国内外の企業や国際機関等へ輩出及び大学院へ進学させる。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・ 【14-2-①】 多文化社会学部において、英語力強化のための課外指導を継続し、卒業時の英語力達成目標を達成させる。
- ・ 【14-2-②】 海外への中長期留学を推奨・支援し、グローバルな知見を修得させるとともに、就職ガイダンスや企業セミナーにおいて海外展開する国内外の企業等への就職に興味・関心を喚起させる。また、多文化社会学研究科を含め大学院進学も推奨する。

36 【15-1】 キャンパスの国際化を図るため、海外留学経験や高度の語学運用能力を有するなどグローバル化に対応できる職員を平成25年度の実績値である2.2%から3.5倍以上を増やして留学生の支援や学術交流協定校などとの国際交流を活発化させるとともに、外国人教員等の割合を30%に増加させる。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・ 【15-1-①】 英語で講義する専門科目の質量両面の充実のため、特に現在、英語科目を開講していない学部・研究科等において、外国籍の教員や外国の大学で学位を取得した日本人教員等を増加させるとともに、学術交流協定校などとの教員交流の活発化によりキャンパスの国際化を積極的に図る。
- ・ 【15-1-②】 引き続き、留学生の増加に向け、英語などにおいて高度の語学運用能力を有するなどグローバル化に対応できる職員を全学的に増加させる。

37 【15-2】 留学生の増加を図るため、短期日本語研修など多様なニーズに対応できる教育プログラムを策定するとともに、留学生の包括的な生活支援や長崎留学生支援センター等の機能を強化し、留学生の割合を平成25年5月1日現在の4.5%及び平成25年度通年の7.0%からそれぞれ1.5倍以上とする。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・ 【15-2-①】 引き続き、派遣元大学や学内での協議を継続し、多様なニーズに対応できる教育プログラムの改編等を進めるほか、国際教育リエゾン機構において日本語・日本文化短期プログラムの開発を行い、交換留学生受入の増加を目指す。
- ・ 【15-2-②】 留学生用宿舎確保のため、引き続き職員宿舎及び民間宿舎の具体的活用策の検討を進めるとともに、包括的な生活支援を継続する。



- ・【15-2-③】長崎留学生支援センターと協働し、日本での就職を希望する留学生のための就職情報の収集・提供を行い、さらに「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」を通じ留学生のインターンシップ参加機会を増やす。

38【16-1】海外教育研究拠点と国際交流推進室等を積極的に活用し、これらの機能強化を図るとともに、医療・環境・工学・水産海洋分野等に係る教育研究を海外で実施するほか、国際機関や各省庁、民間組織、福島県等と連携して、国際貢献に資する取組を実施する。

- ・【16-1-①】ケニア、ベトナム、ベラルーシ、福島県川内村、富岡町の国内外教育研究拠点及びフランス放射線防護評価研究所（CEPN）への常駐スタッフ配置により支援体制を維持し、熱帯医学・感染症及び放射線健康リスク科学に関する国際プロジェクトを実施する。
- ・【16-1-②】広島大学・長崎大学・福島県立医科大学による放射線災害・医科学研究拠点を活用し、ベラルーシ・ウクライナ・ロシアの共同研究者とチェルノブイリ、カザフスタンにおける甲状腺がんをはじめとする放射線誘発がんの発症メカニズム解明に向けた共同研究を実施する。
- ・【16-1-③】国際協力機構（JICA）によるベトナム・カントー大学プロジェクトの支援を継続し、学生の派遣を視野に、カントー大学交流推進室等の拠点を活かした環境保全分野における文理融合型の教育研究プロジェクトを実施する。

## （２）附属病院に関する目標を達成するための措置

39【17-1】地域住民から信頼を得られる医療人を育成するため、指導医とマンツーマンによるプライマリ外来研修を通して、総合的に患者を診る教育を、平成31年度までに医科初期研修医全員に対して行う。また、平成31年度までに、医科初期研修医及び新規採用看護師全員に対し、オリエンテーションに組み込む等して、ワークショップを通じたチーム医療の向上教育を行うとともに、指導者の育成教育も併せて行うものとし、指導医講習会を開催し臨床経験7年以上の医師のうち受講済者を50%以上。看護師については、翌年度実地指導予定者のうち、未受講者の受講率を50%以上とする。

- ・【17-1-①】平成30年度開始の新専門医制度に基づく新たな医科専門研修（後期研修）を実施するとともに、初期研修からの移行を含め、実施体制の検証を行う。また、新人医師・看護師のチーム医療教育を充実させ、その指導者を育成する講習会を継続する。

40【18-1】地域で安心して分娩ができるように母体・胎児集中治療管理室（MFICU）の設置に向けて長崎県との協議により、受入体制の強化を図り、新生児受入を第2期中期目標期間最終年度と比較して増加させる。

- ・【18-1-①】総合周産期母子医療センター設置に向け、長崎県と引き続き連携を図るとともに、人材の養成及び医療機器の整備を行う。

41【18-2】高度急性期ないし急性期を担う特定機能病院として、地域病院との役割分担を明確にし、医療政策プラン及び教育政策プランを策定する。

- ・【18-2-①】地域医療構想を踏まえ策定した「公的医療機関等2025プラン」（医療政策プラン）に基づき、特定機能病院として、今後地域において担うべき本院の役割等について長崎県と調整を進める。
- ・【18-2-②】臓器移植希望者への院内コーディネーターを中心とした登録作業を推進する。また、細胞療法部による移植用組織・細胞バンク運営や移植免疫学的検査体制の充実を図る。

る。

42 【18-3】 高度被ばく医療支援センターと原子力災害医療・総合支援センターの2つの国の指定に沿った被ばく医療活動を推進する。

- ・【18-3-①】 原子力災害時の医療支援体制の構築を目的として、原発立地県等の原子力災害拠点病院が有する原子力災害医療派遣チームへの研修を実施するとともに、原発立地県等が主催する原子力防災訓練に参加する。また、国内の原子力災害医療の中核的人材を育成するための研修を主催する。さらに、他の高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターとの連携強化を目的として定期的な会議等を実施する。

43 【18-4】 海外への医療教育協力を推進させるため、国際医療協力を推進し、ミャンマー、カザフスタン、ジョージアなどで診療指導を行うとともに、海外からの医師の受入れを増加させる。

- ・【18-4-①】 引き続き、多言語版国際医療センターHPの改修及び実績データ公表の更新を行うことにより国際医療センターの機能を強化し、一般診療領域、先進医療領域を含めた外国人医師及び医療従事者の研修受入数の増加に努め、国際医療協力をを行う。

44 【19-1】 先進医療を更に充実させるため、現在症例収集中を含めて新たに5件の承認を得る。また、検査結果の精確さの向上と臨床的に良質な検査の施行による対外的な信頼性を高めるため、倫理性・透明性の確保された臨床研究を推進し、臨床検査においては、平成29年度までに国際規格ISO15189認定を取得する。

- ・【19-1-①】 先進医療を充実させるための情報収集・発信を定期的に行いつつ、積極的に申請を行うための取組を継続していく。
- ・【19-1-②】 医薬品又は医療機器に関する侵襲あり・介入ありの臨床研究の実施件数を確実に伸ばせるよう、各診療科・中央診療部門の研究実施体制を強化するとともに、臨床研究センターの研究支援体制をさらに整備する。また、病院として研究遂行を評価する仕組みを導入する。
- ・【19-1-③】 移植・再生医療及び細胞療法の研究・開発事業推進のため、その基盤プラットフォームとなる臓器・組織・細胞バンキングシステム運営体制の充実を図る。

45 【20-1】 効率的病院経営により病院の収益等を改善させるとともに、特に地域医療連携を拡充し、地域に密着した病院経営につなげ、病床稼働率88%以上、患者紹介率70%以上、逆紹介率80%以上とする安定的な経営収益を維持する。さらに、地域医療ネットワーク「あじさいネット」の拠点病院数を10施設増の37施設に拡充し、病病連携、病診連携を活性化させる。

- ・【20-1-①】 地域の医療機関との連携を引き続き強化し、安定した初診患者の紹介・逆紹介を維持する。また、診療科毎に初診患者数及び新入院患者数の目標値を設定し、モニタリングの実施とフィードバックを繰り返す取組を継続していく。併せて、長崎県内の拠点病院に対し「あじさいネット」への情報提供病院としての参加を呼びかけ、平成30年度中に拠点病院2施設の新規参加を目指すとともに、「あじさいネット」が利用できる医療機関10施設の新規参加を目指す。

### (3) 附属学校に関する目標を達成するための措置

46 【21-1】 多様な子どもたちの受入れを行いつつ、教育学部や教育委員会と連携して、子どもの課題発見・解決力向上を目的とした主体的・協働的な学習による先進モデル授業の研究

や、インクルーシブ教育推進を目的とした発達障害等の特別な支援を要する児童生徒の教育研究を実施するとともに、複式教育におけるICT活用や外国語活動など長崎県の教育課題に対応する教育研究を実施する。

- ・【21-1-①】多様な子どもたちの受け入れ方針に基づく実施計画について、前年度の試行を基に検証・改善を行うとともに、子どもの課題発見・解決力向上を促す教科教育指導法に関わる先進モデル授業の実施やインクルーシブ教育を推進する。また、長崎県の教育課題への対応について、複式教育における外国語活動などを中心に教育研究を実施する。

47【21-2】実践型教員に必要な資質・能力を涵養するため、教育学部・教職大学院の教育実習指導体制や教育方法の改善に不断に取り組み、理論と実践を往還した教育実習に転換する。

- ・【21-2-①】理論と実践を往還した教育実習に転換するための更なる取組として、平成28年度に定めた教育学部・教職大学院の教育実習指導体制・教育方法改善方針の検証・改善を行う。具体的には、実習前後のアンケート調査により明らかになった配慮学生への指導体制の強化、教育実習サポート参観システムの充実、教室開放などの支援体制の充実や、実習関連科目全体のマネジメント強化等を実習委員会を中心にPDCAサイクルを実施する。

48【21-3】教育委員会との連携により、附属学校における一貫教育研究をはじめとして、子どもの確かな成長に資する先導的な教育実践研究に取り組むとともに、長崎県の教育課題に対応した研究会の開催や地域の教員を受け入れての研修などを通して、その成果を地域に発信する。

- ・【21-3-①】実験的・先導的な教育研究について、前年度に試行した教育実践研究計画を検証しつつ、教育委員会と連携して各附属校園が主体となる公開研究会を実施する。また、長崎県の教育課題に対応した研究会や地域の教員を受け入れての研修等の計画を継続して実施する。

49【21-4】地域の教育課題等に対応した実践的教育研究力を強化するため、教育委員会との連携による課題把握を推進し、教育学部の教育実践研究推進委員会との連携・協働による教育実践研究を組織的に展開する。

- ・【21-4-①】教育委員会との連携による地域の教育課題の把握を更に継続し、平成28年度に定めた推進計画に基づき、教育学部の教育実践研究推進委員会を中心とした連携・協働による教科・領域等の教育実践研究を試行の結果を踏まえて展開する。

#### (4) 大学間連携に関する目標を達成するための措置

50【22-1】国立六大学（千葉大学、新潟大学、金沢大学、岡山大学、長崎大学、熊本大学）連携コンソーシアムにおいて、東京に設置した国立六大学連携コンソーシアム連携機能強化推進本部を活用し、教育、研究、国際連携等の事業を実施するなど、大学間連携による協働を実質化する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【22-1-①】引き続き、「国立六大学連携による新たな国際連携モデルの構築」事業においては、各大学のネットワークを活用したアライアンス交流及びミャンマー人材育成支援産学官連携ぶらっとフォームと連携したミャンマー留学コーディネーター配置事業を推進する。また、「大学間連携を見据えた選抜方法の開発と先導的入試の導入」事業においても、引き続き事業を推進するとともに、研究連携機構においては、連携プロジェクトを構築する際の特定分野の研究者の探索や外部機関からの利用による連携推進を目的とする「六大学研究者一括探索システム」の構築について検討する。

## II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

## 1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

51 【23-1】ガバナンス機能を強化するため、学長の諮問に依拠して調査、企画立案等を行う学長室WG等の学長直轄組織を機能させるとともに、大学執行部と部局運営会議の連携を図り、機動的な大学運営を行う。

- ・【23-1-①】大学運営の重要事項ごとに設置する学長室WGの答申、前年度に設置したIR推進本部による分析等を利用して、人事制度、大学院組織、外部資金確保等について戦略的の大学運営を行う。
- ・【23-1-②】理事・副学長が部局運営会議のメンバーとなる制度を継続するなどして、大学執行部と部局運営会議の連携を密にする。

52 【23-2】経営戦略の強化を図るため、IR室において、データ収集体制を整備するとともに、分析手法を開発するなど、平成31年度までにIR機能を確立する。

- ・【23-2-①】前年度に設置したIR推進本部より、大学経営戦略のためのデータを役員会等に提供する。
- ・【23-2-②】IR推進本部より、教員の機能分担のための分析データを各教員に、部局等の運営改善等のために有用な分析データを各部局等に提供する。
- ・【23-2-③】教員の活動状況を「見える化」するための分析方法の改善を進める。

53 【24-1】研究者の業務特性に配慮するとともに、教育・研究業務に配慮したテレワーク等の新たな就業形態について検討し、平成31年度までに運用する。

- ・【24-1-①】育児、介護等を必要とする教員を対象としたテレワークの平成31年度の運用開始に向け、ネットワークの運用確認を行い、情報セキュリティ対策の実効性を担保する。

54 【24-2】教育研究、管理運営等の分野で優れた見識を有する多様な人材を確保するとともに、優秀な若手、外国人を積極的に採用し組織の活性化を図るため、年俸制、クロス・アポイントメント（他大学・研究機関等との混合給与）制度等、人事・給与システムの弾力化に取り組む。特に年俸制については、適切な業績評価体制を構築し、退職金にかかる運営費交付金の積算対象となる教員について年俸制導入等に関する計画に基づき、拡充する。

- ・【24-2-①】年俸制について、新規採用教員を対象とする新たな制度を策定する。また、これまでの退職金にかかる運営費交付金の積算対象となる教員については、年俸制導入等に関する計画に基づき継続して実行する。
- ・【24-2-②】クロス・アポイントメント制度にかかる学長室WGの答申を踏まえ、同制度の利用を容易とする運用ルールを整備する。

55 【24-3】女性教員を積極的に採用し、在籍率23%を達成する。また、ダイバーシティマネジメント（多様な人材を生かす職場環境の管理運営）を推進することにより、役員及び管理職における女性教職員の在職率をそれぞれ10%以上にする。

- ・【24-3-①】引き続き、女性リーダー育成プログラム、働き方見直しプログラム、ライフイベントサポートプログラムを実施し、女性教員の仕事と生活の両立支援から登用までの段階にサポートを行うことにより女性教員在籍率を維持するとともに、「長崎大学におけるダイバーシティ推進の基本方針」に基づき各部局における女性教員増加に関する数値目標の達成に向け、各部局への働きかけと達成度確認を実施する。

56 【24-4】教育・研究の更なる実質化、高度化、グローバル化を実現するため、学内資源の再配分を戦略的・重点的に行い、学長裁量経費を拡充する。

- ・【24-4-①】安定的な大学運営のため、第3期中期目標期間の人件費削減方針に基づき人件費を計画的に削減する。また、特に研究支援を充実させるため学長裁量経費の戦略的・重点的な配分を行う。

## 2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

57 【25-1】長崎県における教員養成の拠点として小学校教員の占有率55%を確保する。また、質の高い教員を養成するため、アクティブ・ラーニング等の手法による授業実践力の育成や学校現場で指導経験のある大学教員の30%確保、複数免許取得の必修化検討、教職への動機づけ支援など実践型教員養成を実現する改革を行うとともに、平成29年度までに学生規模の見直しによる組織等再編の計画を策定する。

- ・【25-1-①】小学校教員占有率 55%維持のための学部内 PT（教員就職率向上プロジェクトチーム）により、小論文・面接・教科に係る教員採用試験の対策を行うほか、教員採用試験受験者を増やすための教師教育に関する取組を行う。また、学部 FD 委員会によるアクティブ・ラーニング等による授業促進のための FD を引き続き開催するとともに、学校現場で指導経験のある大学教員 30%確保のための採用等を引き続き行う。
- ・【25-1-②】複数免許取得必修化のための入試・カリキュラムの検討を行うとともに、学生規模見直しのための組織再編を段階的に進める。

58 【25-2】世界に通用するトップレベルの人材育成を行うため、本学の強み・特色を活かした大学の枠を超えた連携による共同大学院を設置するなど、学部・研究科の組織等の見直しを行う。

- ・【25-2-①】熱帯医学・グローバルヘルス研究科博士後期課程を設置し、ロンドン大学とのジョイント・ディグリーを開始する。
- ・【25-2-②】人材育成ニーズを踏まえた新組織設置の検討を進める。

59 【25-3】多文化社会としての世界の持続的発展に貢献する知のプロフェッショナルを育成するため、既存の研究科の組織の見直しを行い、多文化社会学部の学年進行と連動した新たな人文社会系大学院を設置する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【25-3-①】人文社会系大学院である多文化社会学研究科（修士課程）を設置する。さらに、学外研究組織と連携した人文社会系大学院（博士課程）の平成 32 年度設置に向けて、設置計画を策定する。

60 【25-4】経済学部では、平成26年度に学部学生定員を削減したことに伴って行った教育コース再編等の改革を引き続き展開する。さらに、グローバルな視野とイノベーションにより我が国社会をけん引する人材育成のため、「国際ビジネス教育研究センター」及び「みらい創造センター」を核に、国内外のビジネス系の大学や学部及び企業等と連携して実践力育成を志向した教育プログラムを実施する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【25-4-①】前年度に組織を見直した国際ビジネス教育研究センターの下、国際ビジネスプログラムを継続する。また、みらい創造センターにおいては、ビジネス実践力育成プログラムを実施する。

61【25-5】文理融合の学際組織「アジア環境レジリエンス研究センター」の機能強化により、環境変動・自然災害・地下水汚染などの地域社会の環境課題に対する「地域レジリエンスモデル」を産学官連携で構築するとともに、環境課題解決に貢献する実践的能力を備えた人材を育成する学部・大学院一貫の文理融合教育プログラムを開発・実施する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【25-5-①】島原半島地域の環境課題に対する基礎的研究成果をもとに、各課題に係るレジリエンスモデルを検討するとともに、環境科学部フィールドスクール等を活用したレジリエンス教育の実践に着手する。

62【25-6】熱帯医学・感染症、放射線医療科学など卓越した研究分野を有する本学の強み、特色を踏まえ、熱帯医学研究所、原爆後障害医療研究所の全国共同利用・共同研究拠点における研究を学内資源の戦略的配分等により推進するとともに、附属練習船及び環東シナ海環境資源研究センターの教育関係共同利用拠点を有効活用して、国内外の大学との単位互換による海洋教育実習プログラムを開発する。

- ・【25-6-①】熱帯医学研究所の共同利用・共同研究拠点（熱帯医学研究拠点）の展開について、熱研運営協議会（平成28年度設置）及び拠点運営協議会（平成28年度委員一新）において作成した展開構想に基づき具体的な活動を開始する。
- ・【25-6-②】熱帯医学研究所に設置したNTDsイノベーションセンターによる共同研究を推進する。また、顧みられない熱帯病（NTDs）制御のための医薬品研究開発推進拠点形成への準備をさらに加速する。
- ・【25-6-③】引き続き、附属練習船において、練習船教育関係共同利用の公募と高等教育機関からの応募内容に沿って決定した航海計画に基づいて、共同利用航海を実施する。また、新船の完成に伴い、コース横断型の新たな内容の乗船実習を施行する。
- ・【25-6-④】環東シナ海環境資源研究センターにおいて、北大・京大・広大との水産海洋実践教育ネットワークを利用した実習、全国共同利用の公開臨海実習、長期滞在型プログラム及び他大学提案型のオーダーメイド型実習を継続して実施する。さらに、新たな試みとして国際臨海実習を実施する。

### 3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

63【26-1】事務組織検討WGにおいて、事務組織改革の検証を行い、機動的な業務遂行体制となるよう事務組織の機能・編成を見直す。

- ・【26-1-①】引き続き、事務の減量を含めた業務改善を行うとともに、事務組織の再編を実施する。

64【26-2】新たな業務に柔軟に対応するため、職員配置の在り方を見直し、中期目標期間中に戦略的な配置を可能とする機動的な職員数を26名確保するとともに、若手職員を調査・分析・企画立案に係る業務へ積極的に配置する。

- ・【26-2-①】引き続き、機動的な職員数の確保を計画的に実施し、部局等の要望を踏まえた戦略的な配置を行う。また、若手職員の調査・分析・企画立案に係る業務への積極的配置についても、引き続き実施する。

65【27-1】グローバル化に対応するため、研修等により事務職員の英語能力を向上させるとともに、事務職員の語学力強化と組織の活性化を推進する海外拠点を活用した新たな長期研修制度を平成29年度から実施する。また、他大学等と連携した研修を通じて能力開発を行う。

- ・【27-1-①】新規採用職員に対する英語研修の義務付けを検討する。
- ・【27-1-②】海外拠点長期研修は、研修先国の国政動向を注視しつつ安全面を確保しながら、研修を実施する。
- ・【27-1-③】他大学と連携し、各大学が抱える問題等を共有するための研修を試行的に実施し、継続的な実施に向けて課題等を整理する。

### Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

#### 1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

66 【28-1】基金を含めた外部資金を増加させるため、IR室の分析データを活用した取組を計画的に進めるとともに、自己収入増進WGにおいて増収方策を検討し、自己収入を増加させる。

- ・【28-1-①】全学で一本化し、受け入れを開始した基金の充実に向けて基金室を設置するとともに、更なる外部資金及び自己収入増加に向け、自己収入増進WGが策定した「行動計画」を着実に実施する。

67 【28-2】研究力、申請支援を強化し、科研費採択件数を0.55件/人に増加させるとともに、大型研究費（総額5,000万円以上）においても獲得件数を増加させる。

- ・【28-2-①】引き続き、URAによる外部資金応募情報の提供、応募書類のブラッシュアップ支援の強化や書き方セミナーの開催、英語論文書き方セミナーやワークショップ等の論文作成支援を行うとともに、新たに府省共通研究開発システム（e-Rad）に係る手続き等について周知及び同システム登録情報の整備に着手する。

#### 2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

68 【29-1】管理的経費を抑制するため、業務を恒常的に点検して業務の合理化やアウトソーシングを推進するとともに、効率的な執行を図り、一般管理費比率を毎年度、3.1%以下に抑制する。

- ・【29-1-①】財務分析情報を周知して効率的な執行を促すことにより一般管理費の抑制を図る。また、検討を行った合理化やアウトソーシングなどの管理的経費の抑制策を段階的に実施するとともに、他大学等の改善事例を調査し、優れた取組については全学的な展開を行う。

69 【29-2】財務内容を改善するため、予算執行状況や財務分析情報を毎年度2回以上学内へ情報提供し効率的な執行を促すとともに、学内予算配分や監事との協議の場においても有効に活用する。

- ・【29-2-①】予算執行状況や財務分析情報について、IR推進本部と連携し、効果的な情報提供に取り組む。

#### 3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

70 【30-1】資産を効率的に運用するため、客観的なデータにより不効率資産の利用拡大や不用資産の処分を行うとともに、「設備マスタープラン」の更なる実質化を図り、共用機器については、計画的な更新、廃棄、新規導入を進めることにより対象機器の数を第2期中期目標期間最終年度と比較して10%増加させ、利用を促進させる。

- ・【30-1-①】資産の利用状況調査により、不効率資産の利用拡大を促し、不用資産については処分又は貸付けを進めるとともに、「設備マスタープラン」の更なる実質化を進める。また、共用機器については、計画的な更新、新規導入及び専用機器からの共用化等により対象数全体を前年度から増加させ、機器情報の周知及び予約システムの充実等により利用を促進させる。

#### IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

##### 1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

71 【31-1】第2期中期目標期間に策定した自己点検・評価結果改善サイクルによる法人評価、認証評価等の第三者評価に基づく自己点検・評価を実施するとともに、新たに部局における中期目標等の自己点検・評価を実施し、評価結果を大学運営に反映させる。

- ・【31-1-①】中期計画の達成数値指標（KPI）を用いた部局等の評価を継続し、評価結果を大学運営に活用する。

##### 2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

72 【32-1】大学ポータルを活用した情報発信を行うとともに、ステークホルダーごとに大学へのニーズを把握できる会員制組織を平成30年度までに構築し、積極的・戦略的に本学の特色を訴求する効果の高い広報を実施する。また、メディアミクスを意識したネット情報展開により、大学ホームページへの海外からのアクセス数を倍増させる。

- ・【32-1-①】本学のメールマガジン会員に対して年代、職業、居住地等の属性調査と広報ニーズ調査を行い、同意が得られた会員を対象として先行的に長崎大学のブランドイメージに対する評価を行うための会員制組織を発足させる。また、引き続きフォーリン・プレスセンターを經由した情報発信を定期的に行う。

73 【33-1】日本古写真の世界拠点を形成するため、日本古写真を総合的に検索可能とするデータベースを構築する。また、本学で生産された学術研究成果を国内外へ積極的に情報発信し、リポジトリランキング日本10位以内を維持する。

- ・【33-1-①】本学が保有する日本古写真のグローバル・データベースの検索機能を強化するとともに、他機関との連携による情報発信を推進する。
- ・【33-1-②】本学で生産された学術研究成果の機関リポジトリ登録を奨励し、リポジトリランキングの上位を維持する。

#### V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

##### 1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

74 【34-1】キャンパスマスタープランを充実させ、環境保全やバリアフリーに配慮した老朽化対策及び施設整備を実施するとともに、国の財政状況を踏まえ、坂本地区における教育研究施設の整備を推進する。また、学長のリーダーシップの下で、部局専有講義室の全学共用化、団地及び文・理系毎の共同利用スペース拠出割合の再設定等、施設マネジメントを進めるとともに、プロジェクト、共同研究等に学内資源（スペース）を戦略的に再配分し、施設資源を有効に活用する。

- ・【34-1-①】教育・研究の基盤となるキャンパスの整備・活用を図るため、老朽化対策等キャンパス整備を推進する。また、適切な維持管理を図るため、坂本団地におけるインフラ長寿命化計画（個別施設計画）を策定し、更に、施設の有効活用を図るため、多以良町団地等の施設利用状況調査を実施する。



## 2 安全管理に関する目標を達成するための措置

75 【35-1】 労働安全衛生体制を充実させるため、安全教育を毎年度行うとともに、学生及び教職員の健康管理と健康増進において、メンタルヘルスチェックの実施と二次健診受診率を向上させる。

- ・ 【35-1-①】 前年度の評価に基づき安全衛生講座の計画を立案する。また、学生及び教職員の健康増進の観点から、二次健診受診勧奨方法（対象者の拡大及び時期の変更）の評価、前年度の健診調査に基づく健康増進の自己啓発及び減量プログラムの実施、学生のメンタルヘルスチェックの対象学年の拡大並びに教職員に対するストレスチェック及び集団解析による職場環境の評価を行う。

76 【35-2】 学生及び教職員の安全管理に対する意識を向上させるため、全学的な危機管理体制の下、安全確保に関する指針の不断の見直しを行うなど潜在リスクを分析して防止策を講ずる。

- ・ 【35-2-①】 大規模地震初動対応マニュアルの実効性の検証とそれに連動した事業継続計画の改善を行うとともに、引き続き、防災訓練の内容充実、毒劇物の適正管理の周知など組織的な取組を実施する。
- ・ 【35-2-②】 内部統制委員会において、危機管理体制の確認・改善を行う。

## 3 法令遵守に関する目標を達成するための措置

77 【36-1】 情報セキュリティ対策の徹底と個人情報を含む情報資産の安全管理の強化を図るため、最高情報セキュリティ責任者（CISO）を中心に情報セキュリティ自己点検制度の導入など強化対策を実施する。

- ・ 【36-1-①】 情報セキュリティ対策を強化するため、多層的な防御機能を有する次期キャンパス情報ネットワークシステムの詳細設計を実施するとともに、情報セキュリティ対策基本計画に基づき、情報の格付け及び取扱い制限の試行・本格運用を行う。また、「高度安全実験（BSL-4）施設」の設置に向けた情報セキュリティ対策の検討を進める。
- ・ 【36-1-②】 個人情報保護を徹底するために、保護規則等の遵守状況を再確認する。また、教職員の意識醸成のための講演会を行うとともに、個人情報保護に係る e-learning システムを導入する。

78 【36-2】 不正防止計画の対応状況を毎年度モニタリングし、不正発生要因に応じて内部監査の手法や事項の見直しを行うとともに、定期的な内部監査を実施する。

- ・ 【36-2-①】 引き続き、不正防止計画の対応状況をモニタリングし、リスクアプローチの観点から内部監査の手法や事項を継続的に見直し、学内の連携体制も強化しつつ、内部監査を年3回、定期監査として実施する。

79 【36-3】 法人の公共性及び運営の適正性を確保するため、監事への情報提供等の支援体制整備により、監事機能の強化を図るとともに、監査対象の重点化など効率的な監査を実施する。

- ・ 【36-3-①】 引き続き、監事への懸案事項や新たな課題に関する情報提供等の支援強化により、監事監査対象の重点化を図り、監査を効率的に実施する。

80 【37-1】 公的研究費の不正使用及び研究における不正行為を防止するため、e-learning の導入などにより不正防止及び倫理教育を強化するとともに、教育履修状況のチェック体制を整備する。さらに、不正防止計画推進室を機能させることにより、組織の管理責任体制、監査体制を強化する。

- ・【37-1-①】不正防止計画推進室において、研究不正行為防止及び公的研究費不正使用防止に関する活動をダブルチェックし、必要に応じて組織の管理責任体制や監査体制を強化する。

## VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

## VII 短期借入金の限度額

### 1 短期借入金の限度額

4,020,425 千円

### 2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

## VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

### 1 重要な財産を譲渡する計画

- ・立岩職員宿舍の土地（長崎県長崎市立岩町 201 番，1,677.94 m<sup>2</sup>）を譲渡する。
- ・水産学部附属練習船長崎丸（長崎県長崎市，全長 62.87m）を譲渡する。

### 2 重要な財産を担保に供する計画

- ・附属病院の基幹・環境整備に必要となる経費の長期借入に伴い、本学の土地及び建物を担保に供する。

## IX 剰余金の使途

- ・決算において剰余金が発生した場合は、その全部又は一部を、文部科学大臣の承認を受けて、教育研究診療の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

## X その他

### 1 施設・設備に関する計画

（単位：百万円）

施設・設備の内容	予定額	財源
（医病）基幹・環境整備（支障建物撤去等）	総額 1,465	施設整備費補助金 (362)
（坂本）基幹・環境整備（地盤調査等）		長期借入金 (1,062)
（坂本）実験研究棟		（独）大学改革支援・学位授与機構 施設費交付金 (41)
（坂本）総合研究棟改修Ⅱ（歯薬学系）		
大学病院設備整備 小規模改修		

注）金額は見込みであり，上記のほか，業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や，老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

### 2 人事に関する計画

## ○ 採用方針

引き続き年俸制及びクロス・アポイントメント制度を活用し、教育研究や管理運営等の分野で優れた見識を有する多様な人材の確保及び優秀な若手を積極的に採用する。年俸制については、新規採用教員を対象とする新たな制度を策定する。

また、女性教員の生活と仕事の両立支援から登用までの段階において様々なサポートを行うことにより女性教員在職率を維持するとともに、「長崎大学におけるダイバーシティ推進の基本方針」に基づき、部局ごとに定めた女性教員増加に関する数値目標の達成を目指す。

## ○ 人事管理方針

人件費管理については、引き続きポイント制による教育職員の人件費管理方式を円滑に運用する。

また、育児、介護等を必要とする研究者の働き方に関して、より柔軟な勤務形態であるテレワークの平成 31 年度運用開始に向け、ネットワークの運用確認を行い、情報セキュリティ対策の実効性を担保する。

## ○ 人材育成方針

引き続き若手職員の意欲及び能力を向上させるため、調査・分析・企画立案に係わる業務に参画させる。

(参考 1) 平成 30 年度の常勤職員数	1,724 人
また、任期付職員数の見込みを	505 人とする。
(参考 2) 平成 30 年度の人件費総額見込み	25,881 百万円

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。), 収支計画及び資金計画

1. 予算

(単位: 百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	15,853
施設整備費補助金	362
船舶建造費補助金	-
補助金等収入	1,905
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	41
自己収入	32,910
授業料, 入学金及び検定料収入	4,979
附属病院収入	26,876
財産処分収入	54
雑収入	1,001
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	4,053
引当金取崩	684
長期借入金収入	1,062
貸付回収金	-
目的積立金取崩	132
出資金	-
計	57,002
支出	
業務費	47,239
教育研究経費	20,096
診療経費	27,143
施設整備費	1,465
船舶建造費	-
補助金等	1,905
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	4,053
貸付金	-
長期借入金償還金	2,340
大学改革支援・学位授与機構施設費納付金	-
出資金	-
計	57,002

注)

1. 「運営費交付金」のうち, 平成 30 年度当初予算額 15,693 百万円, 前年度よりの繰越額のうち使用見込額 160 百万円
2. 「施設整備費補助金等」のうち, 平成 30 年度当初予算額 269 百万円, 前年度よりの繰越額のうち使用見込額 93 百万円
3. 「産学連携等研究収入及び寄附金収入等」のうち, 平成 30 年度当初予算額 3,278 百万円, 前年度よりの繰越額のうち使用見込額 775 百万円

[人件費の見積り]

期間中総額 25,881 百万円を支出する。(退職手当は除く。)

## 2. 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	55,236
經常費用	55,236
業務費	48,906
教育研究経費	4,936
診療経費	13,501
受託研究費等	2,550
役員人件費	191
教員人件費	14,247
職員人件費	13,481
一般管理費	1,262
財務費用	221
雑損	-
減価償却費	4,847
臨時損失	-
収益の部	55,283
經常収益	55,283
運営費交付金収益	15,810
授業料収益	4,078
入学金収益	637
検定料収益	121
附属病院収益	26,876
受託研究等収益	2,764
補助金等収益	1,789
寄附金収益	907
施設費収益	85
財務収益	19
雑益	783
資産見返運営費交付金等戻入	629
資産見返補助金等戻入	544
資産見返寄附金戻入	240
資産見返物品受贈額戻入	1
臨時利益	-
純利益	47
目的積立金取崩益	11
総利益	58

注) 損益が均衡しない理由

純利益及び総利益には、附属病院における借入金（建物、診療機器等の整備のための借入金）の元金償還額が、対応する固定資産の減価償却費よりも大きいため発生する会計上の観念的な利益等を計上している。

### 3. 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	61,426
業務活動による支出	51,889
投資活動による支出	2,773
財務活動による支出	2,340
翌年度への繰越金	4,424
資金収入	61,426
業務活動による収入	54,507
運営費交付金による収入	15,693
授業料，入学金及び検定料による収入	4,979
附属病院収入	26,876
受託研究等収入	3,104
補助金等収入	1,905
寄附金収入	949
その他の収入	1,001
投資活動による収入	457
施設費による収入	403
その他の収入	54
財務活動による収入	1,062
前年度よりの繰越金	5,400

別表（学部の学科，研究科の専攻等）

多文化社会学部	多文化社会学科	400人
教育学部	学校教育教員養成課程	960人 (うち教員養成に係る分野 960人)
経済学部	総合経済学科	
	・昼間コース	1,080人
	・夜間主コース	250人
医学部	医学科	731人 (うち医師養成に係る分野 731人)
	保健学科	448人
歯学部	歯学科	300人 (うち歯科医師養成に係る分野 300人)
薬学部	薬学科	240人 (うち薬剤師養成に係る分野 240人)
	薬科学科	160人
工学部	工学科	1,520人
環境科学部	環境科学科	530人
水産学部	水産学科	440人
多文化社会学研究科	多文化社会学専攻	10人 (うち修士課程 10人)
教育学研究科	教職実践専攻	66人 (うち専門職学位課程 66人)
経済学研究科	経済経営政策専攻	30人 (うち博士前期課程 30人)
	経営意思決定専攻	9人 (うち博士後期課程 9人)
工学研究科	総合工学専攻	440人 (うち博士前期課程 440人)
	生産システム工学専攻	45人 (うち博士後期課程 45人)
	グリーンシステム創成科学専攻	25人 (うち博士課程 25人)
水産・環境科学総合研究科	水産学専攻	70人 (うち博士前期課程 70人)
	環境科学専攻	50人 (うち博士前期課程 50人)
	環境海洋資源学専攻	36人 (うち博士後期課程 36人)
	海洋フィールド生命科学専攻	25人 (うち博士課程 25人)
医歯薬学総合研究科	保健学専攻	40人 (うち修士課程 40人)
	災害・被ばく医療科学共同専攻	20人 (うち修士課程 20人)
	医療科学専攻	242人 (うち博士課程 242人)
	新興感染症病態制御学系専攻	80人 (うち博士課程 80人)
	放射線医療科学専攻	23人 (うち博士課程 23人)
	先進予防医学共同専攻	30人 (うち博士課程 30人)
	生命薬科学専攻	102人 (うち博士前期課程 72人 博士後期課程 30人)

熱帯医学・グローバルヘルス研究科	グローバルヘルス専攻 67人 (うち修士課程 25人 博士前期課程 37人 博士後期課程 5人) 長崎大学ーロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻 5人 (うち博士後期課程 5人)
附属幼稚園	140人 学級数 5
附属小学校	588人 学級数 21
附属中学校	420人 学級数 12
附属特別支援学校	60人 学級数 9